

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

あかつき証券株式会社
代表取締役社長 工藤 英人

みずほ信託銀行との信託代理店契約締結による信託代理店業務の開始について

あかつき証券株式会社（以下「当社」という）は、みずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」という）と信託代理店契約を締結して、4 月 30 日よりみずほ信託銀行の信託代理店として遺産整理業務の契約の締結の媒介を開始いたします。

相続の手続きは、遺産の評価、相続人の遺産分割協議、それに伴う財産等の名義変更など複雑で多岐にわたり、ご遺族の方々にとっては大きな負担となります。また昨今の税制改正によってお客様から相続に関する問い合わせも増加しております。当社は、このようなお客様の相続等に対する関心の高まりを受け、この度信託代理店として遺産整理業務の契約の締結の媒介を開始することといたしました。

今般のみずほ信託銀行との信託代理店契約締結によって、当社は、お客様に対してみずほ信託銀行が提供する遺産整理業務を紹介し、みずほ信託銀行の豊富な経験と専門知識を有するスタッフによる相続手続きのサポートをご提供することが可能となります。

今後もお客様の利便性と満足度向上に積極的に取り組んでまいります。

以上

本資料は金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。

本リリースに関するお問い合わせ先：あかつき証券株式会社 企画本部 03-5641-7817